5ページ

子どもの声から始まる新しい教育

子どもには、意見を表明する権利があります

2023年4月、こども基本法が施行されました

こども基本法　基本理念

1　すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2　すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3　年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4　すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5　子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども家庭庁ホームページ掲載　こども基本法パンフレット　より引用

世田谷区では、2001年に　世田谷区子ども条例　を制定し、子どもの声をきく取組みを始めています。

世田谷区子ども条例（2001年制定）

目標

1　子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

2　子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。

3　子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

第11条　区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

生徒会サミット

各学校の代表者が集まり、より良い学校づくりを目指して行動したことを共有し合うための会です。昨年からは、その第一段階として　学校自慢　の動画の作成を始めました。学校の歴史を紐解き、その良さを効果的に発信するために、学校の枠を超えて意見を出し合いながら作成しました。各学校の自慢をぜひご覧ください。

子どもネットフォーラム

子ども自身がネットいじめやネット依存から自分を守るために、自分の考えを話し合うためのフォーラムを開催しました。

世田谷区のめざす教育について、みんなで考えてみよう

令和6年度からの教育の計画の策定に向けて、当事者である児童　生徒の皆さんの考えを聞きました。

問い合わせ先　教育指導課　電話5432-2703　ファックス5432-3041